

2021年6月議会最終日「熊本市都市公園条例の一部改正」討論

上野 みえこ

議第181号「熊本市都市公園条例の一部改正について」、問題点を指摘し、反対討論を行います。

国の「都市公園法運用指針」では、「都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であるため、公園管理者である地方公共団体または国が公園施設を自ら設け、かつ、自ら管理することを原則としてきたところであるが、公園施設の中には売店、飲食店など公園管理者が自ら経営することが不適当なものや、専門性その他の理由により公園管理者が自ら設けまたは管理することが困難な施設もあること、一方で都市公園の自由利用の原則から、公園管理者以外の者による公園施設の設置または管理を無制限に許可することはできないことを考慮し、公演管理者が自ら設置または管理することが不適当または困難なものに限って第三者に公園施設の設置・管理を許可してきた」と述べられている通り、国や自治体以外の第三者による公園の管理運営というのは限定的なものです。その後、指定管理者制度が導入されたことによって、都市公園も指定管理へと移行する施設も出てきていますが、都市公園法の運用上は、「都市公園の機能の増進に資する場合について、第三者による管理運営を許可すると限定されています。

このような都市公園の運用の基本に立つならば、今回の辛島公園・花畑公園への指定管理者制度導入は、予算決算員会しめくり質疑で指摘しましたように、公の施設の存在にもかかわらず重大な問題があります。

第1に、今回「有料公園施設」とされている広場や階段は、日常市民が自由に通行し、休息や散歩に利用するなど、都市公園の基本的な構成要素として、市民が広く、自由に利用するためのものです。しかし、「有料公園施設」とし、これまでは許可の対象でなかった営利目的に開放することで、市民が自由に行き来し、休息したりできるような自由利用が制限され、いつでもは利用できなくなります。これは、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設の「公共オープンスペース」としての性格を歪め、「自由利用の原則」に反する運用です。

第2に、今回の条例改正のもとでも、これまでの公園の行為許可申請や占有許可申請というものは残し、市民の利用についてはこれまで通りの運用とすることです。しかし、営利利用の利用料が正規使用料となって、市民が使用する場合の使用料が減免規定では、原則は営利使用で、市民の利用は例外的なものとなります。都市公園法の趣旨に則るならば、原則的な利用が、市民の自由な利用であり、営利目的の使用こそ例外的なものとするべきです。市長は、予算決算委員会質疑の答弁で、公園と広場の違いについて繰り返し述べられ、営利目的の使用を認めることが、都市公園の役割のようにな言われました。しかし、営利目的の使用は、同じ中心市街地でも、自由に利用できる位置づけとなっている「街なか広場」の方でできることです。都市公園を民間に丸投げし、営利目的の使用に道を開くことが、都市公園の本来の姿ではありません。営利目的に使用し、賑わいを創出というより、一般の市民が日常的に休息や散歩、運動等を行う憩いの空間として活用してこそ、都市公園法の趣旨に則った、地方自治法にも規定された公の施設として、住民福祉の向上に寄与できるものと考えます。

第3に、今回の条例改正によって辛島公園は、指定管理者制度が導入され、「有料公園施設」を設けて営利目的の使用に道を開き、指定管理者となった民間企業が利用料金制で儲けを上げる施設となります。

指定管理者制度に民間企業が参入してくるメリットは、1円の設備投資もせずに、税金によって整備された施設を活用し、企業が収益を上げる点です。公の施設は、税金で整備されるがゆえに、納税者である市民がお金のあるなしに関わらず、皆が等しく平等に利用できるものでなくてはなりません。税金でつくった施設が企業のお金儲けの道具になること自体が大問題であり、住民福祉の増進とは全く相容れません。今回の条例改正は、都市公園という公の施設の性格を、指定管理者制度導入によって根本から歪めるものです。

第4に、今回の辛島公園整備は、1991年に行われた再整備からちょうど30年、どこも傷んでいなかった石の広場・公園全体をすべて壊し、掘り返し、4億4000万円もの税金が投入されました。「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」に基づきすすめられてきた辛島公園の改修は、シンボルプロムナードを中心としたオープンスペースとして一体的な利

活用・運営管理を目指して整備されてきましたが、壊す必要がどこにあったのか、あらためて問われるべき問題です。壊さなくていいものをあえて壊す発想は、市庁舎整備の耐震性能評価に通じるものを感じます。4億4000万円の大きなムダづかいである点を指摘致します。

第5に、都市計画公園である辛島公園に指定管理者制度を導入し民間に管理を委ねることや、「有料公園施設」を設け市民よりも営業目的を基本の運用する管理など、重大な問題が市民に事前の情報提供・説明もなされないまま、市民不在の整備事業が漫然とすすめられてきました。熊本市の中心市街地のど真ん中にある桜町・花畑地区は、熊本市の顔ともいえる場所です。その整備に住民の声や思いが届いていないことは大変残念であり、このようなすすめ方では、真の街の活性化にはつながらないのではないのでしょうか。市政の主人公は市民です。市民不在のまちづくりではいけません。今後も市民への説明責任・理解・納得を前提にした市政運営に努めていただくようお願い致します。

第6に、そもそも辛島公園は、市制百周年記念事業の関連として、周辺環境と調和のとれた活力あるまちづくりの拠点としての再生を目指し、1991年にリフレッシュされたものです。市民文化を生み出すにぎわい交流広場をテーマに、市民に休養、散策、触れ合いの場を提供するものとして、開放的で広がりのある空間としての再整備が行われました。地下が駐車場という地形的な制約を逆に活用、上段、中段、下段の三段構成で多様なイベントにも利用できることや、戦後復興の拠点として平和の象徴・母子像モニュメントを設置、緑の木陰も楽しめる公園として、歴史的な意義を持って整備されたものです。今回の運用見直しは、公園の歴史や位置づけすらも、ことごとくぶち壊しにするものであり、極めて残念です。

最後になりますが、辛島公園や花畑公園の整備は、くまもと街なか広場も含め「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」に基づき、シンボルプロムナードを中心としたオープンスペースとして一体的な活用・運営管理を目指して整備されてきました。しかし、今、その真ん中にある民有地部分だけが、駐車場となっており一体感がありません。しかも、その民有地が今後どうなっていくのか、不透明です。桜町・花畑地区の整備がすす

められていぶん経ちますが、今になっても、一体利用できない状況が放置されたままであるのは、市の不作為とも言えるものであり、民有地だからと、民間の責任にしておいてよいものではないと考えます。しかるべき市の対応が求められる点を指摘しておきます。

縷々述べてまいりましたが、指摘した点を受けとめていただき、今回の条例改正が投げかけている問題、市民の大切な財産である公の施設のあり方について、今一度真摯な検討をしていただくことをお願いして、討論と致します。